

長野工業高等専門学校受託研究取扱規則

最終改正 令和4年12月14日

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（機構規則第47号）、その他法令に基づく特別の定めのあるもののほか、この規則の定めによるものとする。

(受託研究受入れの条件)

第2条 本校の受託研究の受け入れにあたっては、当該研究が本校にとって教育研究上有意義であり、本校の教育研究に支障をきたすおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
 - 二 受託研究の結果、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（機構規則第40号）第2条第3項に掲げる知的財産権が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。
 - 三 受託研究に要する経費（以下「研究経費」という。）により取得した設備・物品は、原則委託者に対し、これを返還しないこと。
 - 四 天災地変その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、委託者の損害に対し本校はその責を負わないこと。なお、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の全部又は一部を返還することができること。
 - 五 委託者は、研究経費を当該研究の開始前に納入すること。ただし、複数年度契約で研究経費を分割納入する場合は、初回分を開始前に納入し、次回分以降は各回の納入期限までに納入すること。
- 2 前項に定めるもののほか、校長が必要と認めた条件については、別に加えることができる。

(受託研究受入れの手続き)

第3条 本校において受託研究を実施しようとする場合には、委託者に受託研究申込書（別紙様式1）を校長に提出させるものとする。

(受託研究受入れの決定)

第4条 校長は、前条に定める受託研究申込書を受理したときは、受託研究を担当する教職員（以下「研究者」という。）及び研究者の所属する系長又は院長等の意見を聴取し、適当であると認めるときは、研究推進委員会の意見を聴取し、受け入れを決定する。

- 2 受託研究の内容については、あらかじめ、委託者と契約担当役との間で協議の上、

合意を得なければならない。

- 3 校長は、委託者との受託研究の受け入れを決定したときは、受託研究承諾書（別紙様式2）により、委託者に通知するとともに契約担当役に通知するものとする。
- 4 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、速やかに受託研究契約書により契約を締結し、出納命令役に通知するものとする。
- 5 契約担当役は、契約を締結したときは、校長にその旨を報告するものとする。

（複数年度契約）

第5条 校長は、複数年度にわたる受託研究の受け入れを決定する場合は、次の各号に掲げる事項につき、あらかじめ委託者と協議の上、同意を得るものとする。

- 一 研究期間（概ね五年以内）
- 二 研究経費の納入期限、ただし、複数回に分けて分割納入する場合は、各回の分割納入額及び分割納入期限
- 三 研究報告書の提出期限

（複数年度契約の研究費管理）

第6条 複数年度契約において、研究経費の分割納入を行う場合は、一契約毎に研究経費の補助簿を備え、年度を越えた研究経費の管理をするものとする。

（受託研究の変更）

第7条 研究者は、天災地変その他研究遂行上やむを得ない事由により当該研究を中止し、又は期間を延長する必要があるときは、直ちに校長に報告をし、その指示を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。
- 3 前2項により受託研究を延長した場合、契約担当役は、直ちに当該委託者と変更契約を締結するものとする。

（受託研究完了の報告）

第8条 研究者は、当該研究を完了したときは、受託研究完了報告書（別紙様式3）により、校長に報告するものとする。

（研究成果の公表）

第9条 研究者は、受託研究による研究成果を公表するときは、校長の承認を得て行うものとする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 14 日 一部改正）

- 1 この規則は、令和 4 年 12 月 14 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の規定によりされた手続きその他の行為は、この規則による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

(別紙様式1)

受 託 研 究 申 込 書

(元号) 年 月 日

長野工業高等専門学校長 殿

委 託 者 [所在地]
[企業等の名称]
[代表者氏名] 印

下記のとおり受託研究の申込をします。

記

研 究 題 目			
研 究 目 的			
研 究 内 容			
研究担当者	氏 名	職 名	所 属
受託研究費	円(消費税及び地方消費税を含む) (うち直接経費 円, 間接経費 円)		
事 業 期 間	(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日		
事 務 連 絡 先 (担当者名 電話番号等)			
その他参考事項			

(別紙様式2)

受 託 研 究 承 諾 書

(元号) 年 月 日

[企業等の名称]

[代表者氏名] 殿

長野工業高等専門学校長

(元号) 年 月 日付けで申込をいただきました受託研究について、
下記により受け入れを承諾いたします

記

研 究 題 目				
研 究 期 間		(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日		
研 究 組 織	区 分	氏 名	職 名	学 科
	長野工業高等 専門学校			
経費の負担区分		計	直 接 経 費	間接経費
金 額		円	円	円

(別紙様式3)

受託研究完了報告書

(元号) 年 月 日

長野工業高等専門学校長 殿

学科名

受託研究担当者氏名

下記のとおり受託研究が完了したので報告します。

記

研究題目	
委託者	
完了年月日	(元号) 年 月 日
所要経費	円
その他	

以上